



保税業務管理者研修会

～適正な貨物管理について～

平成30年10月



門司税関
監視部保税地域監督官

はじめに

▼ **保税**という言葉については、関税法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**関税の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。

しかしながら、輸入貨物が再輸入免税適用貨物である場合のように、必ずしも関税や内国消費税が課される訳ではなく、徴収すべき税が存在しない輸入貨物が多いのも事実です。

▼ **保税**の意義については

輸入貨物について

・ **本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の**

輸出貨物について

・ **輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の**

これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保税制度**」と総称していると言われています。

▼ 以前から、「**保税は関税法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関税法の原点**」という意味合いがやや薄れてきたことは否めません。

しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保税制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

目次

1. 自主管理制度について P 1
2. 社内管理規定について P 5
3. 保税地域における
 非違・事故の状況について . P 17
4. 社内教育について P 32
5. 内部監査について P 36
6. 密輸防止に関する覚書
 (MOU) について . . . P 43
7. 保税地域におけるテロの
 未然防止強化について . . P 46

1. 自主管理制度について

1. 自主管理制度について

保税制度における貨物管理の変遷

直接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた。

貿易量の増大による官民事務量の増大

間接管理

倉主等による自主的な外国貨物の管理

- ◆ 昭和46年 自主管理のトライルの導入
- ◆ 昭和47年 自主管理制度導入
- ◆ 平成4年 CP整備の指導開始
- ◆ 平成9年 完全自主管理体制に移行
- ◆ 平成12年 CP整備を基本通達化

社内管理規定
(CP=Compliance Program)

税関は許可時・許可期間更新時の審査、業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理



1. 自主管理制度について

自主管理とは

【自主管理の基本的な考え方】

● 税関は

倉主の皆様が、

- ・ 関税関係法規のルールを遵守するという **信頼感**を持ち、
- ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって **自主的、かつ的確**に行われることを **期待**しています。



● 倉主の皆様は

自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を **自主的に処理** することになります。



つまり、**自主管理**において、

◆ 倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、

- ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの**事実**を**迅速、かつ、的確**に記帳することになります。

◆ 税関は、事後又は臨時的において、

- ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
- ・ 倉主が **自ら定めたルール** に沿った貨物管理状況の**的確性**を確認します。



**税関と倉主との
信頼関係が大事**

1. 自主管理制度について

→ 税関業務

→ 保税地域被許可者の手続

① 手続

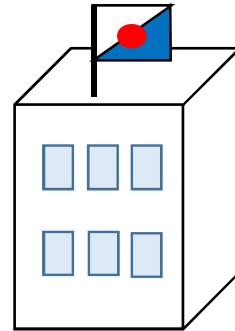


② 許可



保税地域

記帳義務
(関税法第34条の2等)



税関

③ 検査



④ 取締



⑤ 許可取消



⑥ 廃業届



- ③ 適正な貨物管理ができているか帳簿等を検査する。
- ④ 貨物そのものや貨物管理状況についての取締りを行う。
- ⑤ 保税地域被許可者に関税法違反等があった場合、許可取消し等の処分を行うことができる。

自主管理

自主管理制度を支える
2本の柱

倉主責任
(関税法第45条)

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入・取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ、的確に記帳する義務がある。

管理している外国貨物が亡失・滅却した場合、当該貨物にかかる関税の納付義務が課される

2. 社内管理規定について

2. 社内管理規定について

自主管理制度

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳すること

→ 税関による間接管理を担保



倉主等が、法令の規定に基づいて貨物管理を適正に行うために自ら策定するルール

自らの保税地域における貨物管理の実態に応じて、関税法等の法令の規定を、自社におけるルールとして、より具体化したもの。



保税地域の許可申請の際にCPを添付する必要があるが、税関は当該CPの内容をもって適正な貨物管理が確実に行われるかどうか審査します。

- CPに盛り込む基本項目は次ページ以降のとおりであるが、申請者の業務実態に応じた内容とする必要がある。
- CPに記載されている各担当者の業務内容や書類と貨物の流れが実態に即していない場合は受理されない。
- 社内体制や手続の変更により、CPの内容と実態が合致しなくなった場合は、速やかにCPの内容を改正のうえ、税関に提出する必要がある。

2. 社内管理規定について

CPの基本項目(参考)

関税法基本通達34の2-9

①社内管理規定の目的

②社内管理責任体制の整備

③貨物管理手続体制の整備

④貨物の保全のための体制の整備

⑤税関への通報体制の整備

⑥教育訓練についての体制の整備

⑦評価・監査制度の整備

⑧その他留意事項

①社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。



【例】

第〇条 この規定は、当社が管理運営する保税地域における貨物管理及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きが、適正かつ円滑に行われるよう確保することを目的とする。

2. 社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者

貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者

顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者

委託関係責任者

（保税地域での業務について委託業務を行っている場合）委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督を行う責任者



通常、CPの別紙として作成される「社内貨物管理体制組織図」に、次ページのように各責任者を規定する形が取られています。

2. 社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

保税業務社内管理体制組織図

保税地域名称：
所在地：

TEL：

平成 年 日

社内管理体制	総合責任者		職名		氏名				
	貨物管理責任者		職名		氏名				
	現場のトップ！								
	貨物管理の現場								
	搬入管理	蔵置管理	取扱管理	搬出管理	記帳管理	顧客管理	委託管理		
	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名		
	業務委託	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容		
貨物管理 手続	1 搬入関係書類と 貨物と対査確認を行 う。 2 貨物の異常、数量 の過不足等があった 場合には貨物管理 責任者へ報告する。	1 外貨と内貨とが 混同しないように区 分して蔵置、外貨に は「差札」を付する。 2 異常があった場 合には貨物管理責 任者へ報告する。	1 取扱いを行 う場合、立会等を行 う。 2 取扱者に不 審点があった場 合は貨物管理 責任者へ報告 する。	1 許可書等と貨 物との対査確認 を行う。 2 貨物の異常等 があった場 合は管理 責任者へ報告 する。	1 貨物の動静 を正確に記帳 する。 2 台帳及び関 税申告書の 作成を行う。	1 顧客に関する 経営状態、資質 及び信用度合 いを把握するな ど、顧客に 対しての 対応を行う。	1 委託先従業員 に関する資質の 把握の把握する。 2 業務委託に関 する適切な指示・ 監督を行う。		
内部監査人		職名		氏名		連絡先 税関支署 保税担当部門 TEL:			
税関連絡担当者		職名		氏名					

2. 社内管理規定について

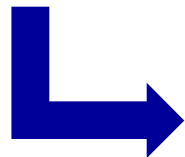
②社内管理責任体制の整備

貨物管理責任者の業務と責任

【社内管理規定の整備: 基本通達34の2-9(2)ロ】

◆貨物管理責任者とは

社内管理規定において、倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う者と規定されています。



貨物に異常があった場合、例えば、搬入時に数量の相違があった場合には、搬入担当者から **貨物管理責任者** へ通報され、**貨物管理責任者** から税関に報告することとなっている保税地域が一般的です。

つまり、貨物管理責任者の行動、資質(保税知識の有無等)によって、当該保税地域の貨物管理の適正さが左右されることになり、まさに、貨物管理の要であり、貨物管理責任者の**責任は重大**です。

これが、**現場のトップ** といわれる所以です。

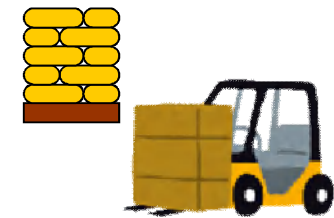
2. 社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

貨物管理を行うとは ①

■具体的には
貨物管理を行うとは、

- 貨物を搬入する場合には、貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、搬入作業予定、荷捌明細(蔵置場所の選定、搬入準備)を決定し、ポートノート、保税運送承認書等、搬入関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬入を行い、その結果を記帳すること
- 蔵置管理中は、在庫の確認、蔵置期間の確認及び取扱い等を行うこと
- 搬出については、貨主からの出庫依頼に基づき、出庫作業予定、荷捌き明細(荷捌き、フォークリフト、配送等の手配)を決定し、デリバリーオーダー、輸入許可書、保税運送承認書等、搬出関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬出を行い、その結果を記帳すること
と表現することができます。



2. 社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

貨物管理を行うとは ②

- 関税法は、倉主に関して、記帳義務（法第34条の2）、業務遂行能力等の許可要件（法第43条）、收容能力の増減等（法第44条）、亡失貨物に係る関税納付義務（法第45条）及び処分（法第48条）等を定めており、貨物の搬出入時の立会い及び在庫管理を義務とした明文の規定を置いていません。

これは、「貨物の搬出入及び在庫状況の事実が化体しているのが「保税台帳」であり、倉主に記帳義務を課すことで貨物の状況が明らか」となり、関税法の予定する適正な貨物管理を確保しうるとの考え方によるものです。

それで、「記帳義務違反が多い」ということになるんですね。



2. 社内管理規定について

③ 貨物管理手続体制の整備



搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。(例えば、搬入貨物に係わるB/N又はOLT等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認、書類整備等)

蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

顧客(荷主)管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等についての規定を整備する。

保税業務を他者に委託している場合は、当該業務に係る規定の整備や税関への提出は、受託者と調整したうえで、倉主等が自己の責任において行うこととなる。

貨物取扱い管理

貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

記帳・記録

台帳記録における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

通常、これらの管理手続体制をフロー図等により具体的に記載した手順書を、CPの付属書として整理する形が取られています。

貨物の流れ	関係書類及び業務の流れ				処理要領	留意事項
	卸 外	営 業	倉庫事務所	倉庫現場		
貨物搬入前	(荷主等) オーダー書、シッ ピンクインスト ラクション、等	オーダー書等	オーダー書等 荷引明細書 作業予定表 蔵置場所指定	蔵置場所指定 蔵置場所指定 作業手続	・NAC2登録業務の各項目の入力は、遅がれに気づき正誤に入力するところ。	
搬入受付	(荷主等) 送り状等		送り状等	送り状等		
搬 入			入庫伝票作成 保税台帳更新	入庫伝票 仕分・検数 事故品処理 蔵 置 搬し札発行	・輸入関係書類と搬入貨物を対査確認する。 チェック項目 ・記号、番号、品名、数量、荷姿、リマーク、 ・搬入確認記録	・保税台帳は原則として2年間保管すること
取 扱	貨物取扱許可 申請 取扱 帳票		作業手配書 保税台帳更新	搬入手配書 取扱・仕分等 パン印刷 搬出作業	・貨物取扱前に取扱の要に依りて取扱確認する。 ・貨物取扱を行って貨物の記号、書番、数量に変更があったときはその内容を記録する。 ・シスシステムに依りては、「陸山経可貨物管理システム」を基に、	・提示された輸法許可書あるいは自給貨物との相違を発生したときは直ちに貨物管理責任者を通知して問題に連絡する。
	(荷主等)			搬出作業		

2. 社内管理規定について

③ 貨物管理手続体制の整備

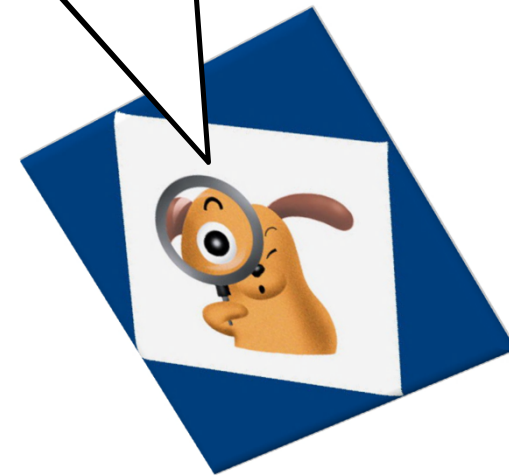
■ 貨物管理において留意すべき事項

区分	留意すべき事項
搬入関係	<ul style="list-style-type: none">* 貨物搬入時、貨物管理担当者の立会い* 到着リマーク（貨物の過不足等）の記帳* 保税台帳、タリーシート、NACCSの搬入情報等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬入防止）
蔵置関係	<ul style="list-style-type: none">* 貨物取扱の内容（内容点検、改装仕分、マーキング等）の記帳* 検査指定票への到着年月日・確認印の押印漏れ* 保税地域の境界線を明確にする（線引き、保税エリアの表示）* 差し札等で外国貨物と判別出来るように確実な表示
見本持出し	<ul style="list-style-type: none">* MHO登録可能期間内であったが、輸入許可済で貨物情報が削除されたため登録が不可となり、未記帳（可能な限り早い段階で入力）* MHO未送信による未記帳
保税台帳関係	<ul style="list-style-type: none">* 関係帳票の確実な保管* NACCSの民間管理資料を保税台帳（CSV方式）とした場合、CSVデータの取得漏れ
搬出関係	<ul style="list-style-type: none">* 輸出しようとする貨物の輸出取止めによる内貨引取年月日の記帳* 古包装材廃棄時、古包装材引取願書の税関への事前提出* 貨物搬出時、貨物管理担当者の立会い* 保税台帳、輸出許可書、NACCSの輸出許可通知書等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬出防止）

左の表は、外国貨物の取扱いにおいて、留意すべき事項をまとめたものです。

★ダブルチェックの実施

★担当者への意識付け等対策を講じておきましょう。



2. 社内管理規定について

④貨物の保全のための体制の整備

保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。

蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を行うことが必要。



⑤税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。



- 社内における連絡体制（各部門の従業員から当該部門の責任者への報告）
- 税関に対する連絡手順及び体制を整備する必要があります。

2. 社内管理規定について

⑥教育訓練についての体制の整備



すべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

保税業務検査等において、教育訓練が実施されているかどうか確認する必要があるので、社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。

⑦評価・監査制度の整備



社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。

- 原則として毎年実施
- 評価・監査の結果を都度税関に提出

⑧その他留意事項

社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨等について定める。

3. 保税地域における 非違・事故の状況について

(1) 非違と事故

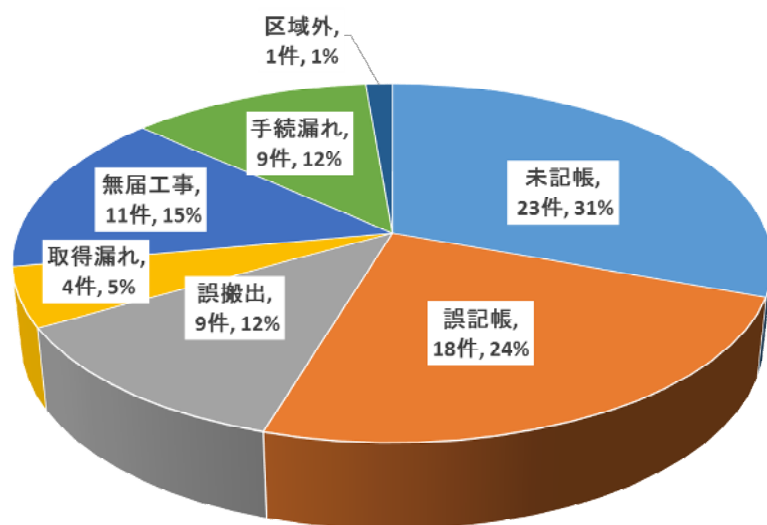
保稅部門においては、「非違」と「事故」を分けて取扱っています。

- 「非違」とは、保稅業務に関して、例えば、記帳義務に違反した行為など、「関稅法の規定に違反した行為」のことを指すこととしています。
- 「事故」とは、内貨の誤搬出など貨物管理が不適切だった場合、又は 災害や保稅運送中の亡失があった場合などを指すこととしています。
- ただし、「非違」と「事故」の内容が同じような場合においても、発生時の状況や原因等を調査した結果、「非違」又は「事故」のいずれかに該当することになりますが、「事故」となった場合においても、誤搬出事案が頻発するような許可保稅地域については、「業務遂行能力がない」として、法第48条第1項第2号による処分が行われる可能性がありますので留意願います。

(2) 非違・事故の発生割合・態様(H29年)

※H29.1.1～H29.12.31

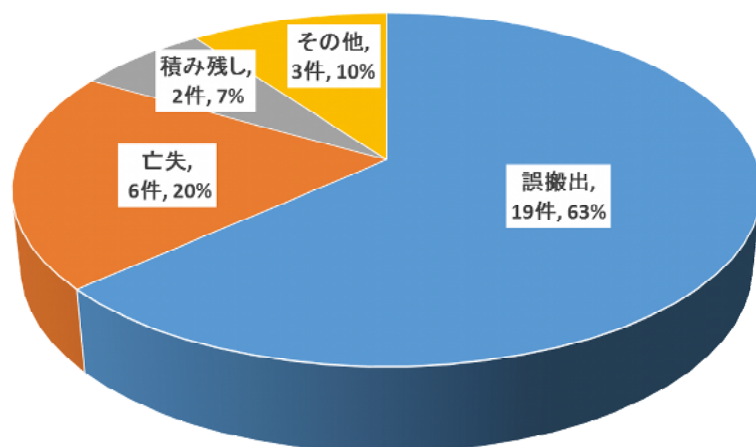
◎非違の発生割合・態様



【具体的事例】

- 未記帳: 見本持出確認登録(MHO業務)漏れによる未記帳
- 誤記帳: 輸出許可日とすべきところ、申告日を記帳
在庫していない貨物を電話連絡のみで搬入したと記帳
- 誤搬出: 輸入許可未済貨物を許可済みと誤認し、搬出
- 取得漏れ: NACCS管理資料の取得漏れ
- 無届工事: 蔵置場内の施設改修工事にあたり届け出を失念
- 手続漏れ: 蔵置期間を失念し、承認を受けることなく長期蔵置
- 区域外: 外国貨物の取扱作業を保税地域外で実施。

◎事故の発生割合・態様



【具体的事例】

- 内貨誤搬出: 輸出許可前貨物に誤って輸出マークを貼付して搬出後、その他の貨物とバン詰めし輸出
- 亡失: フォークリフト作業中、液体貨物を転倒させ破損・流出
- 積み残し: 輸出貨物のバン詰めの際に数量確認を怠ったため、積み残しとなった



非違の原因などについて、
次のページでもう少し
見てみましょう

(3) 非違及び事故の発生原因について

★非違態様別の主な内容 (関税法基本通達48-1(1)ハ(イ) 別表1 基礎点数 2~3点)

- ・ 記帳義務違反 ... 貨物の誤搬出、輸出貨物の積残しに起因する記帳誤り。
NACCS管理資料の取得忘れによる保税台帳未作成。
- ・ 未承認行為 ... 計算ミスによる原料、製品数量の記帳誤り。(保税工場)
保税運送承認を受けずに搬出、運送。
- ・ 無届行為 ... 蔵置期間超過による蔵入承認、移入承認の申請忘れ。
保税地域内での工事に伴う工事届提出忘れ。
許可区域を他社に賃貸し作業させていた。⇒いわゆる“坪貸し”
廃棄届を提出せずに外国貨物を廃棄処分。

★非違を起こしてしまった主な原因

- ・ ヒューマンエラー ... 「~だろう」、「いつもと同じ」と言った“思い込み”や“うっかりミス”。
業務輻輳や時間に追われ、書類と現物との対査を怠った。
担当者(部門)間の連絡ミス、担当者交代の際における引き継ぎ忘れ。
- ・ 認識不足 ... 法令等、知識の不足。
税関や上司等に相談することなく、自己の誤った判断で処理した。
- ・ CP遵守の欠如 ... 手順書どおりの作業を行っていなかった。(ダブルチェック等)
内部監査を行っていなかったため、倉主自ら非違の発見が遅れた。

非違の内容や原因は、全国的にも、また、過去を通じても同じです。

社内体制そのものに問題あり？



★搬入停止となった要因 (関税法基本通達48-1(1)ハ(ロ)~(ホ) 別表2 加算点数表)

- ・ 加算要素 ... 過去3年の間に同様の非違があった。(5点~10点の加算)
役員、主要従業者が関与。(10点~30点の加算)
故意に行われた非違。(10点の加算)
- ・ 減算要素 ... 倉主自らの申し出ではなく、保税業務検査等、税関からの指摘により発見されたもの(合計点数から1/2の減算が認められなかった)

(4) 門司税関管内における状況について

門司税関管内における保税業務検査での指摘事項

全国ベースと比較して、門司税関管内では

★非違発生件数は比較的少ない

★搬入停止処分実績がない

ですが！

視点を変えて

非違に至らない税関からの指摘事項
について見てみると…

- 門司税関が平成29年7月から平成30年6月までに実施した保税地域
(指定保税地域・保税蔵置場・保税工場・承認工場) に対する業務検査実施件数… 317件
- 検査の結果、税関から何らかの指摘を受けた件数… 30件… ● ● ● 検査実施件数の約10%

※ 主な指摘事項

- ◆ 社内教育にかかる不備 (社内研修の未実施、社内研修結果の未作成)
- ◆ 内部監査にかかる不備 (内部監査の未実施、内部監査実施結果の未提出)
- ◆ 蔵置管理体制にかかる不備 (チェック体制の不備)
- ◆ 社内管理規定にかかる不備 (実務上との整合性にズレ)

保税非違には至らなかったものの、不備として指摘されたものとしては、

- 社内教育にかかるもの
 - 内部監査にかかるもの
- が多い。



これらの不備が、将来的に保税非違の発生を招く要因となります。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

通称、ヨンパチ処分と称しています！



処分の種類

指定保税地域

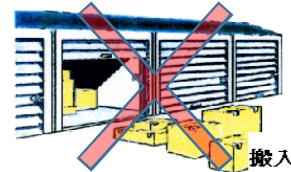
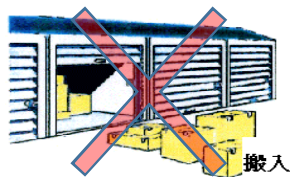
保税蔵置場

保税工場

搬入停止
処分

搬入停止
処分

搬入・保税
作業停止
処分



許可取消



許可取消



3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

処分の事由

関税法第48条第1項

指定保税地域

保税蔵置場・保税工場

第1号

「**貨物管理者**」「**被許可者**」が
(その代理人、支配人その他の従業者を含む)

代理人・支配人・・・総合責任者
その他従業者・・・上記以外の
保税業務従事者

保税業務について**関税法の規定に違反したとき**

第2号

「**被許可者**」について

保税蔵置場・保税工場

欠格条項

関税法第43条第2号～第10号のいずれかに
該当することとなったとき

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

処分の事由

欠格条項（関税法第43条）

第2号・・・関税法違反により通告処分以上の処分を受けた。

第3号・・・関税法以外の法令違反により、禁錮以上の刑に処せられた。

第4号・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は傷害罪等の刑法上の罪を犯して、罰金以上の刑に処せられた。

第5号・・・暴力団員等である。

第6号・・・役員、代理人、支配人その他主要な従業者が①～④のいずれかに該当する。

第7号・・・暴力団員等によりその事業活動を支配されている。

第8号・・・資力が薄弱である等保税業務を遂行するのに十分な能力がない。

第9号・・・場所又は設備が不適當である。

第10号・・・保税蔵置場としての利用見込み又は価値が少ないと認められる。

保税地域に対する処分の流れ

【指定保税地域】

関税法第41条の2第1項

「指定保税地域の業務」
について関税法の規定に違反
した場合

【保税蔵置場、保税工場】

関税法第48条第1項

第1号

「保税蔵置場・保税工場の業務」
について関税法の規定に違反
した場合

第2号

「保税蔵置場・保税工場の欠格条項」に該当した場合

「関税法第43条第2号、第6号」
・被許可者、役員等が関税法の規定
に違反した場合

「関税法第43条第3号～第10号」
・被許可者、役員等が関税法以外
の法令に違反した場合
・暴力団排除要件に該当した場合
・資力、業務遂行能力、場所(施設)
的要件、量的要件に該当した場合

処分内容の決定(点数制)

処分内容の決定(点数制以外)
(関税法基本通達48-1(2)ロ)

関税法基本通達48-1(1)	
①基礎点	別表1
②加算点	別表2 (加算点数表①～③)
	故意による加算
③減算	申出等による減算
合計点	上記①+②-③

関税法基本通達48-1(2)イ	
①基礎点	別表3
②加算点	別表2 (加算点数表②)
	故意による加算
③減算	申出等による減算
合計点	上記①+②-③

指定保税地域
・処分なし
・搬入停止処分

保税蔵置場・保税工場
・処分なし
・搬入停止処分
・保税作業停止処分
・許可の取消し処分

保税蔵置場・保税工場
許可の取消し処分等

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表1)

非違の態様 (注1)	基礎点数
	10件以下
1. 禁止されている行為 を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該 許可又は承認を受けることなく当該行為を行う こと。 保税地域外蔵置、無許可見本持出、未承認運送、搬入停止処分中の搬入etc.	3
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該 届出、報告等又は記帳を怠る こと。 無届廃棄、記帳漏れ、虚偽の記帳、無届工事、亡失についての無届etc.	2 (注2)

(注1) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算。

(注2) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算することになるが、合計点数は60点を限度とする。

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表① 関与者による加算】

関与者	加算点数
被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

※代理人又は支配人・・・総合責任者

※主要な従業者・・・貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者等

【加算点数表② 過去の搬入停止処分歴による加算】

期間	加算点数
A 搬入停止期間中	基礎点数×2+10
B 処分通知日から1年以内が経過(Aを除く)	基礎点数×1.5+10
C 処分通知日から1～2年が経過	基礎点数+10
D 処分通知日から2～3年が経過	基礎点数×0.5+10

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表③ 過去に搬入停止処分に至らない非違があった場合の加算】

期間	加算点数
非違が最後に行われた日から1年以内	10
非違が最後に行われた日から2年以内	7
非違が最後に行われた日から3年以内	5

加算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ハ))

【非違が故意に行われた場合の加算】

- ◆ 非違が関税ほ脱若しくは無許可輸入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合・・・20点
- ◆ 上記以外の理由で非違が故意に行われたと認められる場合・・・10点

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ニ))

【自発的に非違があった旨の申し出があった場合の減算】

(基礎点数+加算点)の1/2に相当する点数を減算。

ただし…

- ◆ 税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合
 - ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でない認められる場合を除く

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ホ))

【直ちに再発防止のための方策を講じた場合】

10点を限度として減算。

ただし…

- ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でない認められる場合を除く

社内管理体制の改善等

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第2号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表3)

罰 条	点 数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
法第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となった罰条の点数	

➡ 上表に加え、前3ページの加算・減算がされる

3. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号・第2号)

合計点数が...

10点以下 ⇒ 原則、処分なし

11点～99点 ⇒ 搬入停止処分(注1)

(60点以上 ⇒ 場合により(注2) 許可取消し)

100点以上 ⇒ 原則、許可取消し

(注1)10点を超える点数1点につき1日として算出した日数に相当する期間

(注2)今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断した場合

4. 社内教育について

4. 社内教育について

社内教育の重要性

関税法基本通達34の2-9 社内管理規定の整備

(6) 教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

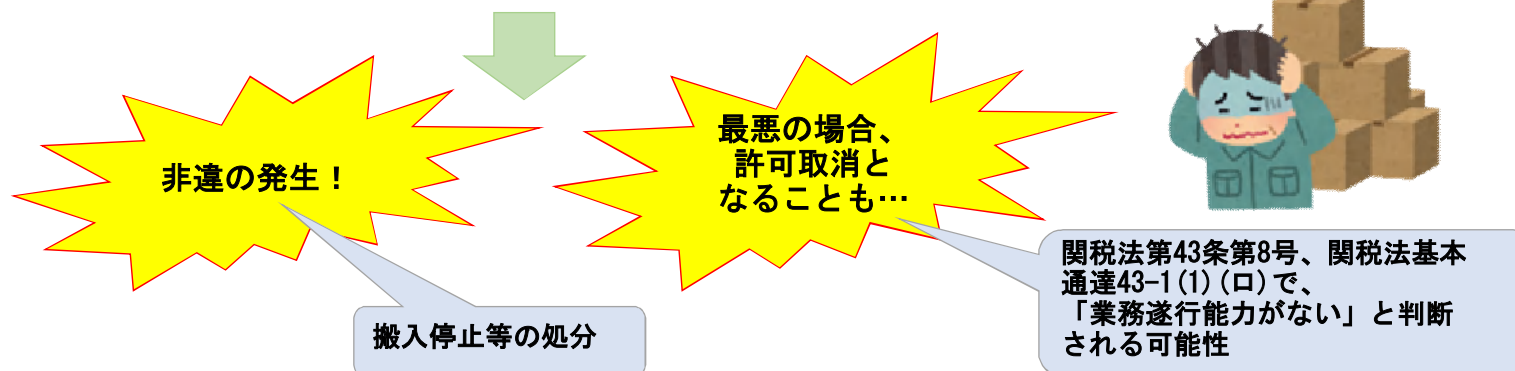
また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。



- ★**保税業務を適切に行う**うえで、社内教育（研修や訓練）は大変重要です。
- ★**被許可者の役員、従業員**のみならず、**業務委託先の役員、従業員**に対しても同等の教育が必要です。
- ★**定期的に社内教育を実施**することで、個人や部門単位はもちろん、社としても意識向上が図られることで、**非違等を未然に防ぐ**効果が期待できます。

社内教育を疎かにすると…

- 保税業務の認識が希薄 ⇒ 適正な貨物管理の履行に影響



4. 社内教育について

社内教育を実施するにあたって

社内教育は、勉強会を実施したり、講習会に参加する等、さまざまな方法がありますが、各事業者において、有効な教育訓練を計画的に実施願います。

例えば

★保稅制度や法令関係ならば…

○研修会等に参加し、社内で二次研修を実施する。

研修会資料については、電子データ（PDF）によるご提供も可能です。

○関連資料を活用する。

これまで社内において入手している関連資料等を活用して研修を行う。

※なお、税関や関税協会保稅部会から周知事項があれば、必ず社内周知してください。



★日常業務に関することであれば…

○始業時や定例のミーティングなどを利用して、情報共有する。

⇒ヒヤリとした事例が起こったとき

当事者だけが「助かった…」で済ますのではなく、ミーティング等で注意喚起するなどして、共通認識を持ちましょう。

⇒対処法などを税関やNACCSセンターに相談したとき

些細な相談であっても、記録として残したり、ミーティング等で周知しましょう。

保稅業務は個別判断となるものが多く、必ずしも過去の事例をそのまま当てはめて

処理できないこともあります。基本的な解釈や日常業務における参考となります。

※CPの手順書に加え、相談や対処事例等のハンドブックを作るなどもひとつの方法です。



4. 社内教育について

社内教育を実施するにあたって

★基本動作の徹底として…

○内貨の搬出入作業時を利用して、保税貨物を想定したシュミレーション訓練などを行う。
⇒外貨の取り扱いが少ない、または新規で保税地域の許可を受けた事業者や、新人研修などで有効ですが、“慣れ”からくるミスを未然に防いだり、作業手順を見直す機会にもなります。



**社内教育は、どんな内容でも繰り返し実施することが大切です！
なお、研修等を実施した際には、必ず**

- ・ 実施日
- ・ 参加者
- ・ 実施内容

を記録して保存いただきますよう、お願いします。



5. 内部監査について

5. 内部監査について



なぜ内部監査は必要なの？

関税法基本通達34の2-9 (社内管理規定の整備)

(7) 評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

被許可者の従業員ではあるが、主要な従業者（総合責任者・貨物管理責任者等）とは別であるべき。



勧告



総合責任者



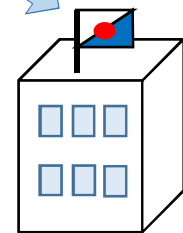
監査結果報告書

改善指示

監査



貨物管理責任者



税関

内部監査人は、
○会社法でいう「監査役」等である必要はないが、
○十分な保税業務の知識を有し、公正かつ客観的に職責を果たせることが求められます。

5. 内部監査について

一般的な監査内容と留意点

ここからの内容（内部監査の実施内容）は、一般的に保税地域における内部監査の内容として想定されていることを列記しているに過ぎませんので、あくまでご参考までのものです。実際の内部監査は、各社の貨物管理やCPの内容等の実態に応じて、実効性のある内容で実施してください。

貨物管理手続体制（搬出入管理状況）



搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか？

搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか？

搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか？

CPと実際の搬出入手続とは一致しているか？

許可・承認書等を確認せず、荷主からのオーダーや社内伝票のみで搬出した事例が多発しているので要注意！

CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

5. 内部監査について

一般的な監査内容と留意点

在庫管理状況

帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか？

長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか？

CPと実際の在庫管理手続が一致しているか？

CPと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？



長期蔵置となっている貨物については、誤搬出の防止や、蔵入承認申請の失念がないよう、特に管理には注意が必要です。

蔵置管理体制等

保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか？

貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか？

CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか？

CPと実際の蔵置管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？（施設面、人的側面それぞれの観点から総合して判断又は記載すること）

増減坪の届出忘れ、保税地域の許可取得場所の誤認識による保税地域外蔵置が多発しているので要注意！



5. 内部監査について

一般的な監査内容と留意点

記帳管理状況



帳簿に必要事項が記載されているか？

輸入許可書等又はその写しが整理保存されているか？

CPと記帳手続が一致しているか？

CPと記帳手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

指定保税地域や保税蔵置場は関税法施行令第29条の2、保税工場は関税法施行令第50条をよく確認してください。

また、電磁的記録により帳簿を作成している場合、NACCS管理資料の取得状況や、入力内容の確認をお願いします。

その他のCPの遵守状況



通報体制の履行状況は適正に行われているか？

従業員（下請事業者を含む。）に対する社内研修は十分に実施されているか？また、その結果は責任者に報告されているか？

社内監査制度等を設け、適正に社内監査等が行なわれているか？また、その結果は責任者に報告し、税関に提出されているか？

社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

内部監査や社内研修は、ただ実施するだけでなく、事後の改善状況や効果を確認することが重要です！

5. 内部監査について

一般的な監査内容と留意点

その他のCPの遵守状況



貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分か？

指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか？

その他のCP記載項目を遵守するためのどのような措置を講じているか？
また、当該措置は効果的であるか？

貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われているか？

問題となる業務委託はないか？

税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か？

連絡ミス等による誤搬出や誤記帳の発生に注意が必要です！

業務委託については、関税法基本通達34の2-11に規定されています。貨物の受委託契約が被許可者によって締結されること、主要な従業者が委託業務についても実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあること、保税地域に関して被許可者が行うこととされている税関手続は被許可者名で行うことが主な要件となります。

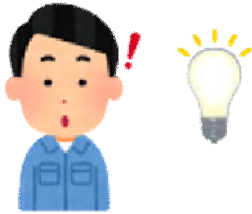
内部監査の結果、十分にCPを遵守できていない、または改善の余地があるような事実が発覚した場合は、

- CP（手順書等を含む。）の見直し
- 具体的な改善策の構築

についてご検討いただき、速やかに改善に取り組んでいただくようお願いします。

5. 内部監査について

内部監査で期待される効果



非違等の防止

保稅非違が発生する原因として、CPの遵守が徹底されていないことが挙げられます。保稅非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、改善に取り組むことが非違等の発生を未然に防止することにつながります。

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違があった事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ること、税関が保稅業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる（合計点数から1/2の減算）場合があります。また、早期の発見により改善策が講じやすくなるほか、改善策を速やかに実行することで、処分の基準となる「処分点数」がさらに軽くなる（合計点数から10点の減算）場合があります。

最後に、
内部監査人のみなさまへ

企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。

形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査を行っていただくようお願いします。

6. 密輸防止に関する覚書 (MOU)について

6. 密輸防止に関する覚書(MOU)について

不正薬物等密輸防止のための覚書 (Memorandum Of Understanding)



不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等の密輸防止のための
門司税関と公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会会員との協力に
関するガイドライン(平成30年10月1再締結)

【目的等】

- 不正薬物等の密輸防止のための税関と保税会会員との協力を強化すること。
- 不正薬物等の問題に対する保税会会員の認識を高めること。
- 不正薬物等の密輸の防止について、保税部会会員の自主的活動を促進すること。
- 保税会会員の取扱貨物・施設等が、不正薬物等の密輸に利用されることを防止すること。
- 税関による取り締まりとの調和を図りつつ、保税部会会員の円滑な業務の遂行を最大限促進すること。

など

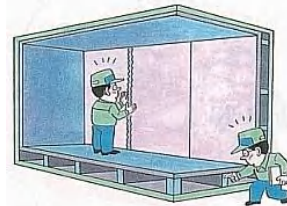
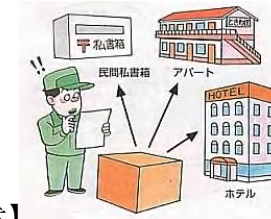
税関への情報提供について

○ 情報提供の事例

あなたの回りにこんな貨物や問い合わせがありませんか・・・？

【外見が不自然な貨物】

- (1) 異常に嚴重な梱包がされている貨物
- (2) 開梱された形跡のある貨物
- (3) 同種の貨物で重量、寸法が異なる貨物
- (4) ケース番号、マークの色、書き方が他と異なっている貨物
- (5) 珍しい記号、目印のある貨物



【不自然なコンテナ】

- (1) シールが破損・改造等異常な場合
- (2) ペンキ、溶接跡が不自然である
- (3) 修繕・加工がされており、素人工事である
- (4) 天井、壁がベニヤ・鉄板で覆われている
- (5) 外壁に不審な加工がされている

【配送先が不自然】

- (1) 急な配送先の変更
- (2) 特定の貨物について配送を急ぐ
- (3) 貨物を駐車場、アパート、ホテル、私設私書箱へ配送させる



【不自然な問い合わせ】

- (1) 輸入名義人以外からの問い合わせ
- (2) 特定貨物について頻繁な問い合わせ
- (3) 身分を明かさないうでの問い合わせ
- (4) 連絡が一方向的で、相手の連絡先が不明



【通関依頼が不自然】

- (1) 通関を異常に急いでいる
- (2) 暴力団らしき者からの依頼
- (3) 蔵置場所、名義者が転々としている
- (4) 一見の客と思われる者からの依頼
- (5) 内容点検、税関検査に異常な指示・注文がある

【取引形態が不自然】

- (1) 荷主以外からの保管料等の支払い
- (2) 仕出地、中継地等のルートが不自然

搬出入・蔵置中の貨物、何かおかしいと感じたら、些細なことでも直ちに責任者に伝え、税関へ連絡を！

7. 保税地域におけるテロの 未然防止強化について

7. テロの未然防止強化について

- 保税地域がテロに狙われないために
- テロ関連貨物が日本に持ち込まれないために

**テロ関連についても
ご協力と対策強化をお願いします！**

テロに利用されないために
顧客管理の強化を！

- ★ 身元や連絡先がはっきりしない者(会社)からの依頼は受諾しない。
- ★ 蔵置貨物について、特に新規顧客の貨物については、実輸入者や配送先等を把握する。

顧客管理をしっかりとお願いします！

- ★ 通関関係書類に不審点(手書きで修正等)がある。
- ★ 急遽、無理な日程での依頼
- ★ 配送先等が不審(後で連絡する) 等

不審点がないか確認！



ご協力をお願いします！
門司税関

テロ防止！ STOP / TERRORISM

税関では、不正薬物など社会に害を及ぼす物品の密輸阻止とともに、テロ対策にも取り組んでいます。

○密輸ダイヤル 0120-461-961
○税関HP <http://www.customs.go.jp/moji/>

お問い合わせ 門司税関監視部統括監視官(保税部門)
TEL:050-3530-8388
FAX:050-3530-8398

7. テロの未然防止強化について

(ご参考) テロ関連貨物とは

テロ関連貨物の規制

【関税法第69条の11第1項】

- 第2号 拳銃、小銃、機関銃及び砲、
これらの銃砲弾並びに拳銃部品
- 第3号 爆発物
- 第4号 火薬類
- 第5号 化学兵器の製造の用に供される
恐れが高い毒性物質及びその原料物質
- 第5号の2 生物テロに使用される恐れのある
病原体等



爆発物の原料となり得る化学物質

【爆弾テロ事件等で原料に使用された物質】

◆劇物

- ・硫酸・塩酸・過酸化水素・硝酸
- ・塩素酸カリウム及びナトリウム

◆劇物以外の化学物質

- ・尿素・硝酸アンモニウム・アセトン
- ・ヘキサミン及び硝酸カリウム

など（16品目を指定）



出典：警察庁警備局警備企画課通達

テロ組織の主な活動国等

【中東】

- ・イエメン・イスラエル及びパレスチナ・イラク
- ・シリア・トルコ・レバノン

【アフリカ】

- ・アルジェリア・ウガンダ・エジプト・エリトリア
- ・ソマリア・ナイジェリア・マリ

【アジア】

- ・アフガニスタン・インド・インドネシア
- ・ウズベキスタン
- ・カシミール地方・パキスタン・フィリピン



【その他】

- ・英国・イタリア・ロシア 他

出典：公安調査庁「国際テロリズム要覧」

「何かおかしいな??」と
感じたら...

【密輸ダイヤル】
0120-461-961 まで!



最後に

ご清聴ありがとうございました。
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

門司税関管内においては、皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官

TEL：050-3530-8387

門司税関監視部統括監視官(保税部門)

TEL：050-3530-8388

E-mail：moji-hozei@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。

